服部すみれ訪問看護ステーション 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十月二十二日奈良県条例第十七号)」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人郁慈会
代表者氏名	理事長 前田 章
所 在 地	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地
(連絡先及び電話番号等)	TEL: 0745-77-1333 FAX: 0745-77-1340
法人設立年月日	平成3年9月10日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
 - (1) 事業所の所在地等

	·				
事業所名称	服部すみれ訪問看護ステーション				
介護保険指定	奈良県指定(指定事業所番号: 2963190034)				
事業所番号					
事業所所在地	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地				
連絡先	TEL: 0745-77-1333 FAX: 0745-77-1340				
相談担当者名	管理者 片山 美智代				
事業所の通常の	上坡町 河入町 工土町 二郷町 斑鳩町 李禄町 亚群町				
事業の実施地域	上牧町、河合町、王寺町、三郷町、斑鳩町、安堵町、平群町				

(2) 事業の目的及び運営の方針

	服部すみれ訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪
	問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員
事業の目的	及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者が、要介
	護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた要介護者
	等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。
军 尚 页 土 列	事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活
	動作の維持、回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できる
運営の方針	よう支援するとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの
	綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

台	営 業 日		平日(月曜日から金曜日)、土曜日		
当 			行祝、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く		
			平日:8時30分から17時00分まで		
営	業時	間	土曜日:8時30分から12時30分まで		
			電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とします。		

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日(祝日、年末年始を含む)
サービス提供時間	0 時~24 時 (24 時間)

(5) 事業所の職員体制

管理者	片山 美智代	
-----	--------	--

職種	職務内容	人員数
	1. 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な	1名
	管理を行います。	(兼務)
管理者	2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管	服部すみれ
	理を行います。	訪問介護
	3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	ステーション
	1. 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を	
	受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報	
	告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。	
	2. 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用	
	者等への説明を行い、同意を得ます。	
看護職員のうち	3. 利用者へ訪問看護計画を交付します。	
主として	4. 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。	1名以上
計画作成等に	5. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやす	1 石以上
従事する者	いように指導又は説明を行います。	
	6. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把	
	握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。	
	7. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を	
	図ります。	
	8. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	
看護職員	1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。	2.5 名以上
(看護師・准看護師)	2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	2.3 石以工
理学療法士等	1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。	実情に応じた
任于原伍工守	2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	適当数
事務職員	1. 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名
尹劝戦貝	(看護職員のうち主として計画作成等に従事する者が対応いたします。)	1 行

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容			
	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅			
 訪問看護計画の作成	サービス計画 (ケアプラン) に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ			
初回有護計画の作成	スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問			
	看護計画を作成します。			
	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。			
	① 病状・障害の観察			
	② 清拭・洗髪等による清潔の保持			
	③ 食事及び排泄等日常生活の世話			
	④ 褥瘡の予防・処置			
訪問看護の提供	⑤ リハビリテーション			
	⑥ ターミナルケア			
	⑦ 認知症患者の看護			
	⑧ 療養生活や介護方法の指導			
	⑨ カテーテル等の管理			
	⑩ その他医師の指示による医療処置 など			

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

	サービス	20 分未満					
サービス	提供時間数	#4. ** /4.	411TTVI		利用者負担		
提供時間帯		基本単位	単位 利用料 利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
昼間	看護師	313	3,195 円	320 円	639 円	959 円	
	准看護師	282	2,879 円	288 円	576 円	864 円	
日本11/元日日	看護師	391	3,992 円	400 円	799 円	1,198 円	
早朝/夜間	准看護師	353	3,604 円	361 円	721 円	1,082 円	
370 7 	看護師	470	4,798 円	480 円	960 円	1,440 円	
深夜	准看護師	423	4,318 円	432 円	864 円	1,296 円	
				30 分未満			
日田	看護師	470	4,798 円	480 円	960 円	1,440 円	
昼間	准看護師	423	4,318 円	432 円	864 円	1,296 円	
日胡/龙田	看護師	588	6,003 円	601 円	1,201 円	1,801 円	
早朝/夜間	准看護師	529	5,401 円	541 円	1,081 円	1,621 円	
深夜	看護師	705	7,198 円	720 円	1,440 円	2,160 円	
徐 牧	准看護師	635	6,483 円	649 円	1,297 円	1,945 円	
		30 分以上 1 時間未満					
昼間	看護師	821	8,382 円	839 円	1,677 円	2,515 円	
但间	准看護師	739	7,545 円	755 円	1,509 円	2,264 円	
早朝/夜間	看護師	1026	10,475 円	1,048 円	2,095 円	3,143 円	
十위/仪间	准看護師	924	9,434 円	944 円	1,887 円	2,831 円	
深夜	看護師	1232	12,578 円	1,258 円	2,516 円	3,774 円	
不仅	准看護師	1109	11,322 円	1,133 円	2,265 円	3,397 円	
			1時間以	以上 1 時間 30 分	未満		
昼間	看護師	1125	11,486 円	1,149 円	2,298 円	3,446 円	
生用	准看護師	1013	10,342 円	1,035 円	2,069 円	3,103 円	
早朝/夜間	看護師	1406	14,355 円	1,436 円	2,871 円	4,307 円	
十7月/12月	准看護師	1266	12,925 円	1,293 円	2,585 円	3,878 円	
涩 店	看護師	1688	17,234 円	1,724 円	3,447 円	5,171 円	
深夜	准看護師	1520	15,519 円	1,552 円	3,104 円	4,656 円	

※ 理学療法士等による訪問の場合

サービス				利用者負担			
サービス提供時間帯			基本単位 利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
昼間	2 回以内/日	293	2,991 円	300 円	599 円	898 円	
上间	2 回超/日	264	2,695 円	270 円	539 円	809 円	
早朝/夜間	2 回以内/日	366	3,736 円	374 円	748 円	1,121 円	
干钢/1叉间	2 回超/日	330	3,369 円	337 円	674 円	1,011 円	
次方	2 回以内/日	440	4,492 円	450 円	899 円	1,348 円	
深夜	2 回超/日	396	4,043 円	405 円	809 円	1,213 円	

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
n+: 88 +++	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後 10 時から
時間帯	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

- ※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は 50/100 に 相当する単位が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に 位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅 に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直 しを行います。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。

<指定訪問看護ステーションの場合>

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本	利用料	利用者負担			算定回数等
加升	単位	4371344	1割負担	2割負担	3割負担	弃 尼四 <u></u>
緊急時訪問看護加算	574	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円	1月に1回
特別管理加算(I)	500	5,105 円	511円	1,021 円	1,532 円	1月に1回
特別管理加算(II)	250	2,552 円	256 円	511円	766 円	1 1 月 仁 1 四
ターミナルケア加算	2000	20,420 円	2,042 円	4,084 円	6,126 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以 上ターミナルケアを行った場合 (死亡月 に 1 回)
初回加算	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円	初回のみ
退院時共同指導加算	600	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,552 円	256 円	511円	766 円	1月に1回
複数名訪問加算(I)	254	2,593 円	260 円	519円	778 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分未満(1 回につき)
	402	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分以上(1 回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,052 円	206 円	411円	616円	看護師等が看護補助者と同時に実施し た場合 30 分未満(1 回につき)
俊奴石部四加昇(II)	317	3,236 円	324 円	648 円	971 円	看護師等が看護補助者と同時に実施し た場合 30分以上(1回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,063 円	307 円	613 円	919円	1回あたり
看護体制強化加算(I)	550	5,615 円	562 円	1,123 円	1,685 円	1月に1回
看護体制強化加算(II)	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円	1万1/21四
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	61 円	7円	13 円	19 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	30 円	3円	6円	9円	INCOC

- ※ 緊急時訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない 緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、<u>別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者</u>に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテル を使用している状態

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分 栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在 宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥瘡の状態

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡 日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍<u>その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの</u>は1日)以上ターミナルケア を行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。
- ※ その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
 - イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治の医師等と連携し在宅生活における 必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算 を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った 場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、 訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定め た1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価(7級地10.21円)を含んでいます。

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(医療保険を適用する場合)について

(単位:円/回)

						利用者負担		
*訪問看護基本療養費(1日あたり)					利用料	1割負担		3割負担
訪問看護基本療養し週3日目まで					5,550	555	2割負担 1,110	1,665
	費(I)※1	週4日目以降			6,550	655	1,310	1,965
	g (1) / (1)	同一日2/		λ	5,550	555	1,110	1,665
	 訪問看護基本療養	週3日目まで	同一日3		2,780	278	556	834
	費(Ⅱ)※2		同一日2人		6,550	655	1,310	1,965
	д (п <i>)</i> /\ 2	週4日目以降	同一日3		3,280	328	656	984
	 訪問看護基本療養費	<u> </u> (Ⅲ)※入院中の外			8,500	850	1,700	2,550
	訪問看護情報提供療	1,500	150	300	450			
	訪問看護情報提供療				1,500	150	300	450
	訪問看護情報提供療				1,500	150	300	450
	WATER TO THE TENT OF THE TENT	1日に2回(同一建		(で)	4,500	450	900	1,350
	 難病等複数回	1日に2回(同一建		•	4,000	400	800	1,200
	訪問加算※4	1日に3回(同一建			8,000	800	1,600	2,400
	M41-4/4H21 / =	1日に3回(同一建物内3人まで)			7,200	720	1,440	2,160
基本療養費	 緊急時訪問看護加算	2,650	265	530	795			
療養	長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560			
費		※ 5 (1回/週)看護師(同一建物内2人まで)		4,500	450	900	1,350	
	複数名訪問看護加算※6	看護師(同一建物内 3 人以上) 1 回/		1回/週	4,000	400	800	1,200
		准看護師(同一建物内2人まで)		- 1回/週	3,800	380	760	1,140
		准看護師(同一建物内3人以上)			3,400	340	680	1,020
		看護補助者(同一建物内2人まで)		0	3,000	300	600	900
		看護補助者(同一建物内	3人以上)	3回/週	2,700	270	540	810
		その他職員(同一建物内2人まで)		1日1回	3,000	300	600	900
			2 人まで)	1日2回	6,000	600	1,200	1,800
				1日3回	10,000	1,000	2,000	3,000
				1日1回	2,700	270	540	810
		その他職員(同一建物内	3人以上)	1日2回	5,400	540	1,080	1,620
				1日3回	9,000	900	1,800	2,700
	夜間・早朝訪問看護	加算 ※7(1回/E])		2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算	※8 (1回/日)			4,200	420	840	1,260
	答 冊	1日目			7,440	740	1,490	2,230
管理療養費	管理療養費	2日目以降			3,000	300	600	900
	2 4 時間対応体制加算(1回/月)					640	1,280	1,920
	特別管理加算(1回/月)					250	500	750
費	重症者管理加算(1回/月)					500	1,000	1,500
,	退院時共同指導加算					800	1,600	2,400
	退院支援指導加算	退院支援指導加算						1,800

	特別管理指導加算	2,000	200	400	600
	在宅患者連携指導加算(1回/月)	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回/月)	2,000	200	400	600
訪問	看護ターミナルケア療養費 1	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問	看護ターミナルケア療養費 2	10,000	1,000	2,000	3,000

- ※ 1 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費。
- ※ 2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費。
- ※ 3 利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して、指定訪問看護に関する 情報を提供した場合。
- ※ 4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合。
- ※ 5 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し、1回の訪問時間が1時間30分を超えた場合。
- ※ 6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、複数の看護職員が同時にサービスの提供を行う場合。
- ※ 7 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合。
- ※ 8 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービスの提供を行う場合。
- ※ 医療利用料の他に材料等自費がかかる場合があります。

4 その他の費用について

		利用者の居宅が、通常の事業の	の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、		
① 交通費		交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の			
		額を請求いたします。			
		事業所から片道 1 キロメー	トル未満 20円(税別)		
		*以降、1キロメートル毎に	こ 20 円(税別)		
2	キャンセル料		キャンセル料は請求いたしません。		
3	サービス提供に	当たり必要となる利用者の	利田老の即冷色担した h ナナ		
	居宅で使用する	電気、ガス、水道、電話の費用	利用者の別途負担となります。 		
4	死後の処置料		15,000円 (税込み)		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

	ア	利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費
① 利用料、利用者負担額		用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により
(介護保険を適用する場合)		請求いたします。
その他の費用の請求方法等	イ	上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃に利用
		者宛てにお届け(郵送)します。
	ア	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内
		容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によ
		りお支払い下さい。
② 利用料、利用者負担額		(ア)利用者指定口座からの自動振替(振替手数料は、利用者負担)
(介護保険を適用する場合)		(イ) 事業者指定口座への振込(振込手数料は、利用者負担)
その他費用の支払い方法等		(ウ) 現金支払い
	イ	お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書
		をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費
		控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から1ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看 護員の変更を希望される場合は、右の相 談担当者までご相談ください。

| 相談担当者:看護師 | 青山 | 良栄

連絡先:TEL:0745-77-1333 FAX:0745-77-1340

受付日:平日:8時30分から17時00分まで

土曜日:8時30分から12時30分まで

※ 担当する看護職員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所 の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の 状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者

看護師 青山 良栄

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 9 秘密の保持と個人情報の保護について

		/	1. 人口(1. 人口) (1. 人口)
			関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者に
			おける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適
			切な取扱いに努めることとします。
		イ	事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サー
1	利田者及びその家族に関		ビス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な

- ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
- 理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後 においても継続します。

ア 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に

エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への 連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治の医師	医療機関名	
土石の区間	電話番号	
家族等連絡先	氏名	署名欄の代理人に準ずる
家族寺座稻兀	電話番号	署名欄の代理人に準ずる

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

THE TABLE OF THE PARTY OF THE P				
【市町村(保険者)の窓口】 上牧町役場 健康福祉部 生き活き対策課 ※保険者が上牧町以外の場合、 お住まいの市町村窓口		所在地:奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地の 1 上牧町保健福祉センター2000 年会館内 電話番号:0745-79-2020 FAX:0745-79-2021 受付時間:8時30分から17時15分(平日:月~金曜日)		
【奈良県の窓口】		所在地:奈良県奈良市登大路町 30		
奈良県福祉医療部医療・介護保険局		電話番号:0742-27-8532		
介護保険課 介護事	業係	受付時間:9 時 00 分から 17 時 00 分(平日:月~金曜日)		
居宅介護支援事業者	事業所名			
店七月設义仮事未有	電話番号			

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償損害(対人・対物事故、管理財物、使用不能、人格権侵害、
間限り例女	経済的損害)、費用損害(事故対応費用、対人見舞費用)

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた 時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者 と密接な連携に努めます。

- (1) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (2) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面 又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施する ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業 務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

- 18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて
 - このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の 状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1) 訪問看護計画を作成する者

氏 名 青山 良栄 (連絡先:0745-77-1333)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

頻度	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
1 退	週 当たりの利用料、	利用者負担額(見積もり)	合計額	円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無)サービス提供1回当り…(円)
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。 無	
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の	重要事項説明書4-③記載のとおりです。 無	
居宅で使用する電気、ガス、水道、電話の費用	重要事項が内首は ②配戦のとおりです。	

(4) 1 か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組 み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - *相談担当者が不在の場合:「苦情(相談)対応記録」にて受付します。
 - ② 「苦情(相談)対応記録」に沿って事実確認を行い、申立人に報告し、速やかに対応します。
 - ③ 職員へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を見直し、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 服部すみれ訪問看護ステーション 看護師 青山 良栄	所在地:奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 電話番号:TEL:0745-77-1333 FAX:0745-77-1340 受付時間:平日:8 時 30 分から 17 時 00 分まで 土曜日:8 時 30 分から 12 時 30 分まで
【市町村(保険者)の窓口】 上牧町役場 健康福祉部 生き活き対策課 ※保険者が上牧町以外の場合、 お住まいの市町村窓口	所在地:奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地の 1 上牧町保健福祉センター2000 年会館内 電話番号:0745-79-2020 FAX:0745-79-2021 受付時間:8時30分から17時15分(平日:月~金曜日)
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会 苦情・相談受付窓口	所在地:奈良県橿原市大久保町 302番 1 奈良県市町村会館内 電話番号:0744-29-8326 フリーダイヤル:0120-21-6899 受付時間:9時00分から17時00分(平日:月~金曜日)

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

21 重要事項説明の年月日

上記内容について、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十月二十二日奈良県条例第十七号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	

	所 在 地	ի	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地
事	法 人 名	, 1	医療法人郁慈会
業	代 表 者 名	, 1	理事長 前田 章
者	事 業 所 名	1	服部すみれ訪問看護ステーション
	説明者氏名	ı	

私は、事業者から提供される指定訪問看護の内容及び重要事項について、確かに説明を受けました。

利用者	住 所	
彻用有	氏 名	

※代筆者:

	住 所	
代理人	氏 名	
	連 絡先	

服部すみれ訪問看護ステーション 重要事項説明書 変更同意書

利用者(以下「利用者」という)と事業所(以下「事業所」という)の間で終結した重要事項説明書に関し、 服部すみれ訪問看護ステーションにおいて提供する訪問看護(以下「サービス」といいます)の利用等について、 以下のとおり内容を変更します。

1. 令和6年度介護報酬及び診療報酬改定により、基本報酬に変更がございます。

(変更) 3 提供するサービスの内容及び費用について

(6) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

	サービス	20 分未満							
	提供時間数				利用者負担				
サービス 提供時間帯		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担			
EJ HH	看護師	314	3,205 円	321 円	641 円	962 円			
昼間	准看護師	283	2,889 円	289 円	578 円	867 円			
日却/宏明	看護師	393	4,012 円	402 円	803 円	1,204 円			
早朝/夜間	准看護師	354	3,614 円	362 円	723 円	1,085 円			
次七	看護師	471	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円			
深夜	准看護師	425	4,339 円	434 円	868 円	1,302 円			
				30 分未満					
E HH	看護師	471	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円			
昼間	准看護師	424	4,329 円	433 円	866 円	1,299 円			
日却/光明	看護師	589	6,013 円	602 円	1,203 円	1,804 円			
早朝/夜間	准看護師	530	5,411 円	542 円	1,083 円	1,624 円			
深夜	看護師	707	7,218 円	722 円	1,444 円	2,166 円			
沐牧	准看護師	636	6,493 円	650 円	1,299 円	1,948 円			
		30 分以上 1 時間未満							
FJ BB	看護師	823	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円			
昼間	准看護師	741	7,565 円	757 円	1,513 円	2,270 円			
日却/宏明	看護師	1029	10,506 円	1,051 円	2,102 円	3,152 円			
早朝/夜間	准看護師	927	9,464 円	947 円	1,893 円	2,840 円			
₩ 1 ;	看護師	1235	12,609 円	1,261 円	2,522 円	3,783 円			
深夜	准看護師	1112	11,353 円	1,136 円	2,271 円	3,406 円			
			1 時間	間以上 1 時間 30 分末					
	看護師	1128	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円			
昼間	准看護師	1016	10,373 円	1,038 円	2,075 円	3,112 円			
日本17十十月日	看護師	1410	14,396 円	1,440 円	2,880 円	4,319 円			
早朝/夜間	准看護師	1270	12,966 円	1,297 円	2,594 円	3,890 円			
<i>37</i> 0 → E-	看護師	1692	17,275 円	1,728 円	3,455 円	5,183 円			
深夜	准看護師	1524	15,560 円	1,556 円	3,112 円	4,668 円			

※ 理学療法士等による訪問の場合

	サービス			利用者負担				
提供時間数 サービス 提供時間帯		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担		
昼間	2 回以内/日	294	3,001 円	301 円	601 円	901 円		
<u></u> 上间	2 回超/日	265	2,705 円	271 円	541 円	812 円		
早朝/夜間	2 回以内/日	368	3,757 円	376 円	752 円	1,128 円		
十字//1又回	2 回超/日	332	3,389 円	339 円	678 円	1,017 円		
深夜	2 回以内/日	441	4,502 円	451 円	901 円	1,351 円		
(本1文	2 回超/日	398	4,063 円	407 円	813 円	1,219 円		

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後 10 時から
時間帯	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

- ※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100 に相当する単位 が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。
- ※ (理学療法士等による訪問の場合)理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、又は緊 急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は、1回につき8単位を所定単 位数から減算します。

<指定訪問看護ステーションの場合>

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

(7) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本	利用料	利用者負担			算定回数等
加昇	単位	们用种	1割負担	2割負担	3割負担	异龙凹奴守
緊急時訪問看護加算(I)	600	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(II)	574	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円	1710
特別管理加算(I)	500	5,105 円	511円	1,021 円	1,532 円	1月に1回
特別管理加算(II)	250	2,552 円	256 円	511円	766 円	1710
ターミナルケア加算	2500	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以 上ターミナルケアを行った場合 (死亡月 に 1 回)
初回加算(I)	350	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円	退院又は退所した日(初月のみ)
初回加算(II)	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円	退院又は退所した日の翌日以降 (初月のみ)
退院時共同指導加算	600	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,552 円	256 円	511円	766 円	1月に1回

治料・ な計用+n(等(T)	254	2,593 円	260 円	519円	778 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分未満(1 回につき)
複数名訪問加算(I)	402	4,104 円	411円	821 円	1,232 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上(1回につき)
複数名訪問加算(II)	201	2,052 円	206 円	411円	616円	看護師等が看護補助者と同時に実施し た場合 30 分未満(1 回につき)
後数右初回加昇(II)	317	3,236 円	324 円	648 円	971 円	看護師等が看護補助者と同時に実施し た場合 30分以上(1回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円	1回あたり
看護体制強化加算(I)	550	5,615 円	562 円	1,123 円	1,685 円	1.875.1.00
看護体制強化加算(II)	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円	- 1月に1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	61 円	7円	13 円	19 円	1回203
サービス提供体制強化加算(II)	3	30 円	3 円	6円	9円	- 1回につき
専門管理加算	250	2,552 円	256 円	511円	766 円	1月に1回
口腔連携強化加算	50	510 円	51円	102 円	153 円	1月に1回

- ※ 緊急時訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない 緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、<u>別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者</u>に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開 患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置 カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養 経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡 日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍<u>その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの</u>は1日)以上ターミナルケア を行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。
- ※ その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
 - イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導 加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治の医師等と連携し在宅生活における 必要な指導を行い、その内容を提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する 場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った 場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚

士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、 訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定め た1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師若しくは特 定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を行った場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価(7級地10.21円)を含んでいます。

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(8) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(医療保険を適用する場合)について

(単位:円/回)

*訪問看護基本療養費(1日あたり)					利用料	利用者負担		
							2割負担	3割負担
	訪問看護基本療養費	週3日目まで			5,550	555	1,110	1,665
	(I) % 1	週4日目以降			6,550	655	1,310	1,965
		週3日目まで	同一日2人	•	5,550	555	1,110	1,665
	訪問看護基本療養費	週3日日より	同一日3人	以上	2,780	278	556	834
	(II) ※2	週4日目以降	同一日2人	•	6,550	655	1,310	1,965
		週 4 日 日 以 阵	同一日3人	以上	3,280	328	656	984
	訪問看護基本療養費(II	I)※入院中の外泊(1)	回限り)		8,500	850	1,700	2,550
	訪問看護情報提供療養費	[1 (1 回/月) ※3			1,500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費	₹2(1回/月)※3			1,500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費	3 (1回/月) ※3			1,500	150	300	450
		1日に2回(同一建物)	1日に2回(同一建物内2人まで)			450	900	1,350
	難病等複数回	1日に2回(同一建物	内3人以上)		4,000	400	800	1,200
-14-	訪問加算※4	1日に3回(同一建物)	8,000	800	1,600	2,400		
基 本		1日に3回(同一建物)	建物内3人以上)		7,200	720	1,440	2,160
基本療養費	緊急時訪問看護加算	(1回/日) *月1	4日目まで		2,650	270	530	800
養	緊急時訪問看護加算	(1回/日) *月1	5 日目以降		2,000	200	400	600
	長時間訪問看護加算 ※	(5 (1回/週)			5,200	520	1,040	1,560
		看護師(同一建物内 2 人まで)		1回/週	4,500	450	900	1,350
		看護師(同一建物内3人	以上)	1 년/ 7년	4,000	400	800	1,200
		准看護師(同一建物内 2	人まで)	1回/週	3,800	380	760	1,140
		准看護師(同一建物内3	人以上)	1 四/ 週	3,400	340	680	1,020
		看護補助者(同一建物内	2 人まで)	3回/週	3,000	300	600	900
	複数名訪問看護加算	看護補助者(同一建物内	3人以上)	3四/週	2,700	270	540	810
	※ 6			1日1回	3,000	300	600	900
		その他職員(同一建物内	2 人まで)	1日2回	6,000	600	1,200	1,800
				1日3回	10,000	1,000	2,000	3,000
				1日1回	2,700	270	540	810
		その他職員(同一建物内	3人以上)	1日2回	5,400	540	1,080	1,620
				1日3回	9,000	900	1,800	2,700

	夜間・早朝訪問看護加算 ※7 (1回/日)	2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算 ※8 (1回/日)	4,200	420	840	1,260
	機能強化型訪問看護管理療養費 1 (月の初日)	13,230	1,320	2,650	3,970
	機能強化型訪問看護管理療養費 2 (月の初日)	10,030	1,000	2,010	3,010
	機能強化型訪問看護管理療養費 3 (月の初日)	8,700	870	1,740	2,610
	1~3 以外の場合 (月の初日)	7,670	770	1,530	2,300
	訪問看護管理療養費 1 (月の2日目以降)	3,000	300	600	900
haha.	訪問看護管理療養費 2 (月の 2 日目以降)	2,500	250	500	750
管理療養費	24 時間対応体制加算(1回/月)※9	6,800	680	1,360	2,040
療	24 時間対応体制加算(1回/月)	6,520	650	1,300	1,960
養	特別管理加算(1回/月)	2,500	250	500	750
X	重症者管理加算(1回/月)	5,000	500	1,000	1,500
	退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400
	退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800
	特別管理指導加算	2,000	200	400	600
	在宅患者連携指導加算(1回/月)	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回/月)	2,000	200	400	600
訪問看	訪問看護ターミナルケア療養費 1			5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費 2			1,000	2,000	3,000
訪問看	護医療 DX 情報活用加算(1 回/月)	50	10	10	20
訪問看	護ベースアップ評価料(I)	780	80	160	230
訪問看	:護ベースアップ評価料(Ⅱ)1-18	10-500	10-50	10-100	10-150

- ※ 1 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費。
- ※ 2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費。
- ※ 3 利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して、指定訪問看護に関する 情報を提供した場合。
- ※ 4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合。
- ※ 5 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し、1回の訪問時間が1時間30分を超えた場合。
- ※ 6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、複数の看護職員が同時にサービスの提供を行う場合。
- ※ 7 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合。
- ※ 8 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービスの提供を行う場合。
- ※ 9 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合。
- ※ 医療利用料の他に材料等自費がかかる場合があります。

や5 (5) 割	利用の意	向に基づき作	成したもの [、] る者				事則にお伺い	した日常生活の状況
(6)		D指定訪問看語 訪問時間帯		の内容と利用料、利用者 サービス内容		護保険を	:適用する場合) 利用料	利用者負担額
				額(見積もり			円	円
(7) 1		い額の目安	(利用科、利用	用者貝担額(介)	護保険を週用	する場合。) とその他の貨用	月の合計)の目安 円
上記内		って、「奈良県					び運営の基準等 に説明を行い。	等に関する条例(平 ました。
重	要事項語	説明書の説明	年月日		年	月	日	
事業		在 地 人 名 表 者 名	医療法定理事長	比葛城郡上牧 人郁慈会 前田 章			」 4244 番地	
者	-	業 所 名月者 氏 名	服部する	みれ訪問看護	ステーショ	ン 		
私は、	私は、事業者から提供される指定訪問看護の内容及び重要事項について、確かに説明を受けました。							
禾 []]	用者	住 所						
		氏 名						
※什	(筆者:							
		住 所						
代理人		氏 名						

連絡先